

# 住宅省エネルギー性能証明書発行業務のご案内

一般財団法人福岡県建築住宅センター

## 【業務内容】

項目	内 容	備 考
業務対象	住宅の新築 又は 新築住宅の取得	・既存住宅は対象外です。
受付要件	当センターで次のいずれかの評価書等を取得した住宅  ・フラット35適合証明書 ・設計住宅性能評価書 ・BELS評価書	・必要な基準を満たしたものに 限ります。(次ページ参照) ・評価書等の取得には別途申請 が必要です。 ・フラット35のご利用がなく、 省エネ以外の項目(構造等) の評価が必要でない場合は、 <u>BELS評価書</u> の取得をお勧め します。
	工事監理報告書(写し)の提出により現場審査を要しない住宅	・建築士法の規定により、建築 士から建築主へ工事の結果を 報告するための書類です。
	建築確認を要する住宅	・建築確認を要しない住宅は対 象外です。
受付時期	家屋番号が付与された後(建物登記後)	・証明申請書に家屋番号の記入 が必要です。
料 金	・フラット35適合証明書による場合 5,500円(税込) ・その他の評価書による場合 11,000円(税込)	

## 【必要書類】 ※提出は1部で結構です。

書 類	備 考
住宅省エネルギー性能証明申請書	・当センター様式のものをご使用ください。
評価書等の写し	・必要な基準を満たしていることをご確認ください。
検査済証の写し	
工事監理報告書の写し	・建築士法第20条第3項によるものです。 ・フラット35適合証明書による場合は省略できます。
家屋番号が確認できる書類	・登記簿謄本の写し等をご提出ください。

## 【評価書等の基準確認の方法】

住宅省エネルギー性能証明申請書の【適用する証明】で選択した基準、及び取得した（取得予定の）評価書等の種類に応じてご確認ください。

選択した基準	評価書等の種類	基準適合の確認方法
ZEH水準	フラット35適合証明書	次のいずれかであること <ul style="list-style-type: none"> <li>・フラット35S・ZEH</li> <li>・フラット35S・金利Aプラン&lt;省エネルギー性&gt;</li> </ul> （注意） ・設計検査申請日が令和4年9月30日以前のもの使用 できません。 ・認定低炭素住宅によるものは本証明書の取得は不要 です。（認定通知書等で確定申告可能）
	設計住宅性能評価書	次の等級が表示されたものであること <ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱等性能等級5以上</li> <li>・一次エネルギー消費量等級6以上</li> </ul>
	BELS評価書	①又は②による  ①次のZEHマーク等の表示があること ・ZEH ・Nearly ZEH ・ZEH Oriented （注意）共同住宅等の場合は別途ご確認ください。  ②評価書及び計算書等で次の基準が確認できること ・ $U_A \leq 0.6$ ・建築物エネルギー消費性能誘導基準 ⇒ 「達成」
省エネ基準	フラット35適合証明書	追加確認事項なし （フラット35の基礎基準であるため） （注意） ・設計検査申請日が令和5年3月31日以前のものS金 利Bプランの省エネルギー性であること
	設計住宅性能評価書	次の等級が表示されたものであること <ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱等性能等級4以上</li> <li>・一次エネルギー消費量等級4以上</li> </ul>
	BELS評価書	追加確認事項なし （BELS 評価書発行自体の要件であるため）

※フラット35適合証明書の場合、設計検査申請日が令和2年12月31日以前の場合は個別確認が必要です。

## 【お願い】

住宅省エネルギー性能証明書発行申請は、当該物件の評価書等を交付した事務所にご提出いただきますようお願いいたします。